

令和4年度

行政監査結果報告書

(同和対策費研修旅費の執行について)

南阿蘇村監査委員

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項に基づく事務の執行についての監査（行政監査）

2 監査のテーマ及び目的

(1) 監査のテーマ

「同和対策費研修旅費の歳出事務執行について」

(2) 監査の目的

令和3年12月6日付けで勧告した結果により、執行部から「勧告を受けた不適正事務の調査結果と対応」が公表され、不適正な事務が確認された。

公金である以上、金額の多少を問わずその予算執行において常に適正化が求められるものでありまた、補助金や旅費は、役務の提供等を伴わない一方的な支出であることから、毎年度交付される団体にとっては既得権益化されやすく、マンネリ化の傾向がある。

こうしたことから、事務執行について監査を実施することにより、実態を把握し、今後の事務の適正化に資することを目的とするものである。

3 監査の対象

平成29年度・平成30年度・平成31年度（令和元年度）の同和対策費研修旅費（款：民生費 項：社会福祉費 目：同和対策費 節：旅費）

4 監査の期日及び審査

令和4年7月21日から令和4年8月8日まで

5 監査の方法

監査の実施に当たっては、事前に総務課から提出された資料を基に、その内容について、説明を求め、関係職員から実情を聴取する方法により監査を実施した。

第2 監査の結果

今回監査を実施した結果、次のとおり改善・検討すべき点が認められたので、所管においてはこれらの事項に留意し、適正かつ的確な執行事務に一層努められたい。なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

1 問題点

1) 旅費の支給について

南阿蘇村一般職の職員の旅費に関する条例第3条第5項には「第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、法令又は条例に特別の規定がある場合その他村費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。」と規定されており、そして、村費を支弁して旅行させる必要がある場合には、南阿蘇村一般職の職員の旅費に関する条例第4条の規定に基づき旅行命令簿によって行うべきであるが、その行為が行われていない。

2) 旅費（現金）の取扱いについて

不適正事務で支出された旅費の支払い方法が、窓口での現金払いとなっており、その現金を当時の担当者が、旅行させた者の代表者1名に手渡している。

また、手渡した際に、受領書等の証拠となる書類が存在せず、公金を取り扱うには非常にずさんな事務処理が行われていた。

3) チェック機能について

勧告を受けた不適正事務の調査結果によると、「村職員が、旅費支払いの際に旅行者を確認しないこととなった為、補助金実績と二重に計上されてしまった」とある。

南阿蘇村人権擁護・啓発推進事業補助金交付要綱第8条には「補助事業の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、補助すべき額を確定」と定めてあるが、事前に総務課から提出された資料には、実績報告を調査し交付確定の起案も無く（起案文書存在せず）ダブルチェック等が機能していなかったと考えられる。

2 改善・検討事項

令和4年2月28日に行われた「勧告を受けた不適正事務の調査結果と対応」に記載してある「再発防止についての取り組み」は、すぐに取り組んでいただきたいと思う。

それに加えて、監査委員の合議の上、問題点に対し、下記のとおり、改善・検討をもとめる。

1) について、村費で旅行させる必要がある場合には、条例等で定める規定を順守し事務処理を行う。（※文書での復命書作成並びに決裁の徹底）

2) について、原則振り込みとし、金額の多少を問わず、現金での受け渡しが生じた場合は必ず直筆による領収書を添付し、清算処理を必ず行うべきである。

また、特に、航空機、鉄道、船舶、高速バス等の公共交通機関を利用した場合は、必ず清算処理時に公共交通機関又は、旅行代理店等が発行する領収書を添付する。

3) について、事務担当者が事案を処理する場合は、必ず所定の方式に従って基となるべき回議案を作成し、所属の係長、課長に回議し最終決裁権者の決裁を経て施行する。

回議文書は、所属職員も内容をチェックし不備が無いか確認することを徹底する。

また、本来補助金として予算に計上し、支出すべきものである。今後、この様な目的外支出とならないように求める。